

錠 前 類 ④シリンダー本締り錠

1. 評価対象

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和４年版 16 章 8 節に規定する建具用金物のうちのシリンダー本締り錠とする。

2. 品質・性能等

- （１）品質・性能について、「評価内容（別紙）」の項目を確認している。
- （２）主要な資材について、材質および資材メーカーから申請者の製造所への納入ルートを確認している。
- （３）性能について、実施要領に規定する試験機関による試験結果等で確認している。

項 目			品 質 ・ 性 能	備 考
材 料	シ リ ン ダ ー カ ラ ー		ステンレス製 SUS304 または同等品	
	小 ね じ の 類		ステンレス製 SUS304、SUS305、XM7 または同等品	
品 質	外 観 ・ 機 能	錠・付属品の形 状	全体の形状が正しく、傷、錆などが無いこと。	
		操 作 性	円滑で、必要以上のゆるみ、がたつきなどが無いこと。	
		各 部 の ば ね	弾力が適切であること。	
		シリンダーの機構・タンブラーの本数	シリンダーはピンタンブラーまたはロータリーディスクタンブラーとし、タンブラーは6本以上とすること。	
		デッドボルトの出寸法	17mm 以上とすること。	
		鍵の本数・キーシステム	鍵付きのものは、3個のかぎを付属していること。 なお、マスターキー、グランドマスターキー、コンストラクションキーなどのキーシステムが構築できること。	
		付 属 品	錠には、取付け用ねじ類および必要な部品を付属していること。	
性 能	使用頻度による性能	キーによるデッドボルトの施解錠繰返し強度	キーによるデッドボルトの施解錠繰返し試験（10 万回）を行なった後、試験前の回転トルクの2 倍未満であり、施解錠操作に支障がなく、かつ、確実に施錠状態が維持されていること。	
		キーの抜き差し繰返し強度	キーの抜き差し繰返し試験（10 万回）を行なった後、キーの抜き差しに要する力は10N 以下であること。また未使用の合鍵でシリンダーが回転でき、かつ、1 箇所1 段差浅い刻みをもつ異なるキーでは、シリンダーが回転しないこと。 1) キーに加えるトルクは、150N・cm とすること。 注 1)：設定キーコード内に1 箇所1 段差浅い刻みの異なるキーがない場合には、設定キーコード内の浅い刻みで一番近い刻みをもつ異なるキーを使用する。	
	外力に対する性能	デッドボルトの押し込み強度	デッドボルトの押し込み試験（10KN）を行なった後、荷重を除いたときのデッドボルトの出寸法は8mm 以上であること。	
		デッドボルトの側圧強度	デッドボルトの側圧試験（10KN）で荷重を加えた時に、加圧板がデッドボルトを通過しないこと	
		デッドボルトの押し込み強度（衝撃荷重）	デッドボルトの押し込み試験（58.8J）で衝撃荷重を加えたとき、解錠状態（デッドボルトの突出量が8mm 未満）にならないこと。	

項 目			品 質 ・ 性 能	備 考
性 能（続き）	外力に対する性能（続き）	デッドボルトの側圧強度（衝撃荷重）	デッドボルトの側圧試験（58.8J）で衝撃荷重を加えたとき、解錠状態（加圧板がデッドボルトを通過した状態）にならないこと。	
		ストライクの仕様	厚さ 1.5mm 以上のステンレス製または同等以上の強度を持つもの。2) 注2)：枠類の厚さが 1.5mm 以上の場合は、適用しない。	
		トロヨケの仕様	厚さ 1.6mm 以上の鋼製の一体絞りとすること、または、それと同等以上の強度をもつもの。3) 注3)：枠類の厚さが 1.5mm 以上の場合は、適用しない。	
	鍵 違 い	鍵 違 い 数	1.5 万以上とすること。ただし、異なるキーウェイ形状であっても、共通のキーセクションが存在する場合は、有効鍵違い数とみなさないものとする。	
		同一タンブラーの使用数等	同一タンブラーの使用数は、60%以下とすること。また、6 本タンブラーにおいては、キーの同一刻みは、最大 2 連続までとすること。	
	耐 食 性 [参考値]	見え掛かり部分のさびの状態	[申請者の規定による。]	
		施 解 錠 操 作	[申請者の規定による。]	
		戸の開閉操作	[申請者の規定による。]	
		施解錠の回転トルク	[申請者の規定による。]	
		開扉に要するハンドル操作トルク	[申請者の規定による。]	
		ラッチング力	[申請者の規定による。]	
	耐じん性能 [参考値]		[申請者の規定による。] 判定基準 グレード 2：試験体 3 体すべてが、合鍵での抜き差し力が 10N 以下および回転トルクが 10N・cm 以下の場合 グレード 1：抜き差し力または回転トルクのいずれかを、1 体でも超えた場合	
試験方法	1. キーによるデッドボルトの施解錠繰返し試験は、JIS A 1541-1 の「7.1.1.1 キーによる施解錠繰返し試験」による。 2. キーの抜き差し繰返し試験は、JIS A 1541-1 の「7.1.2 シリンダーのキー抜き差し繰返し試験」による。 3. デッドボルトの押込試験は、JIS A 1541-1 の「7.2.1.1 デッドボルトの押込試験」による。 4. デッドボルトの側圧試験は、JIS A 1541-1 の「7.2.1.2 デッドボルトの側圧試験」による。 5. デッドボルトの押込試験（衝撃荷重）JIS A 1541-1 の「7.2.1.6 デッドボルトの押込試験（衝撃荷重）」による。 6. デッドボルトの側圧試験（衝撃荷重）JIS A 1541-1 の「7.2.1.7 デッドボルトの側圧試験（衝撃荷重）」による。 7. 耐食性試験は、JIS A 1541-1 の「7.3 耐食性試験」による。なお、試験時間は、120 時間とする。 8. 耐じん性試験は、JIS A 1541-1 の「7.6 シリンダーの耐じん性試験」による。なお、試験は、1 サイクル行う。			